

インフルエンザ罹患時の意見書に替わる対応について

江津市保育研究会

江津市保育研究会ではインフルエンザ罹患時の登園にあたっての対応を下記のように変更いたします。

2020年度よりインフルエンザ罹患時には意見書に替わる「インフルエンザ経過報告書」を活用することとし、発症後の体温の経過などを保護者に記録いただき、学校保健安全法施行規則により示されているインフルエンザの出席停止期間である「発症した後5日、かつ、解熱した後2日を経過（幼児においては3日）」したことを保護者が確認した上で、登園の際に提出していただくことといたします。

ただし、今までと同様に医師の診断を受けて意見書を提出してもらっても構いません。解熱後も他の症状が改善しない場合は医師の診断を受けることをおすすめします。






なお、インフルエンザ以外の感染症に罹患し登園停止となった園児が登園する際については、これまで同様、意見書・登園届により対応することとしていますのでご注意ください。

インフルエンザにおける出席停止期間

出席停止期間⇒発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで。

- 発症した次の日を1日目として5日間は登園停止となります。発症後3日目以降に解熱した場合には、解熱後3日を経過するまで登園停止となるため、5日を越えての登園停止となります。
- 1日のうちで発熱して下がった場合は、その日を発熱期間として翌日が解熱日となります。
- 「インフルエンザ経過報告書」を提出される場合は意見書の提出は必要ありません。

インフルエンザ登園停止期間の基準早見表

	発症日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
 発症後1日目に解熱した場合	発熱 登園停止	解熱 登園停止	解熱後1日目 登園停止	解熱後2日目 登園停止	解熱後3日目 登園停止	発症後5日目 登園停止	登園可能			
 発症後2日目に解熱した場合	発熱 登園停止	発熱 登園停止	解熱 登園停止	解熱後1日目 登園停止	解熱後2日目 登園停止	解熱後3日目 登園停止	登園可能			
 発症後3日目に解熱した場合	発熱 登園停止	発熱 登園停止	発熱 登園停止	解熱 登園停止	解熱後1日目 登園停止	解熱後2日目 登園停止	解熱後3日目 登園停止	登園可能		
 発症後4日目に解熱した場合	発熱 登園停止	発熱 登園停止	発熱 登園停止	発熱 登園停止	解熱 登園停止	解熱後1日目 登園停止	解熱後2日目 登園停止	解熱後3日目 登園停止	登園可能	
 発症後5日目に解熱した場合	発熱 登園停止	発熱 登園停止	発熱 登園停止	発熱 登園停止	発熱 登園停止	解熱 登園停止	解熱後1日目 登園停止	解熱後2日目 登園停止	解熱後3日目 登園停止	登園可能

うさぎ山こども園長様

インフルエンザ経過報告書

●インフルエンザによる出席停止期間の基準については、学校保健安全法施行規則第19条第2項により、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」と規定されていることから、登園する際には下記事項をご記入・ご確認の上、提出願います。

※解熱日…平熱に戻った日

※この報告書を提出される場合は、医療機関による意見書の提出は必要ありません。

受診医療機関名：

発症日： 年 月 日（病気による熱等の症状が始まった日）

診断日： 年 月 日（医療機関で診断された日）

診断型： A型・B型・不明（該当する項目に○を付けて下さい）

体温の経過（測定…午前・午後1回ずつ）

	体温測定月日	午前の体温	午後の体温
発症日	月 日（ ）	度 分	度 分
1日目	月 日（ ）	度 分	度 分
2日目	月 日（ ）	度 分	度 分
3日目	月 日（ ）	度 分	度 分
4日目	月 日（ ）	度 分	度 分
5日目	月 日（ ）	度 分	度 分
6日目	月 日（ ）	度 分	度 分
7日目	月 日（ ）	度 分	度 分
8日目	月 日（ ）	度 分	度 分
9日目	月 日（ ）	度 分	度 分

【発熱期間が長く記録できない場合は、裏面の余白を使って記入してください。】

上記のとおり、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過しましたので、登園します。

年 月 日

園児氏名

保護者氏名